

# 住宅リフォーム工事に対し 助成します！



増改築のリフォーム工事等に対し  
工事費（税抜き）の5%を  
寒川町共通商品券で助成。  
最大3万円分助成します。

\*「寒川町共通商品券」は町内の小売業及びサービス業など、約110の加盟店でご利用いただけます。

※取扱加盟店は、URLまたは二次元コードをご覧ください。

<http://www.shokonet.or.jp/samukawa/kaimonokamei.htm>



## 寒川町共通商品券



### ◎事業概要

地域経済の活性化を促進するため、町内業者による住宅リフォームを行う町民を対象に費用の一部を「寒川町共通商品券」で助成する制度です。

#### ■申請できる人

- ① 寒川町に住民登録している人
- ② 申請者が対象住宅に居住していること
- ③ 町税等の滞納がないこと  
(対象住宅居住者全員)
- ④ 工事着工前であること

#### ■対象住宅

- ① 町内にある個人住宅
- ② マンション等の自己専有部分
- ③ 店舗併用住宅は、居住部分  
(居住部分の面積を按分)

**※注意！申請し、決定がされる前に工事に着手した場合は対象となりません。**

申請から決定までは、10日前後かかりますので余裕を持ってご申請ください。

審査状況によっては、決定までにさらに時間がかかる場合がございます。

#### ■申請受付期間

令和4年4月1日より  
先着順で受付。

交付見込額が予算に達した時点で受付終了となります。

#### ■対象となる工事

- ① 住宅リフォーム（新築・改修・増築）工事
- ② 工事請負業者が町内の業者であること
- ③ 対象工事が消費税を除き、20万円以上であること
- ④ 他に同様の補助を受けていない工事であること
- ⑤ 令和5年3月17日(金)までに工事が終了し、  
支払が完了し、完了報告書を提出できるもの

寒川町 環境経済部 産業振興課・商工労政担当

TEL：74-1111（内線764） FAX：74-2833

Eメール：sansin@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ

二次元コード



# 申請から「商品券」交付までの流れ

## 1 交付申請（申し込み）

- 産業振興課に申請書類等を提出する。（業者代行可）



### 【申請書類】

- \* 指定の申請書（第1号様式）
- \* 個人情報に関する同意書
- \* 添付書類
  - ・工事の見積書（写）
  - ・工事請負契約書（写）
  - ・工事図面（写）
  - ・工事着工前の写真

## 2 交付決定の通知（申請の結果通知）

- 申請書類等の審査結果を、申請者に文書で通知します。

## 3 リフォーム工事（工事の着手）

- 交付決定を受けてから、工事に着手してください。

※交付決定前の施行は認められませんので、ご注意を！

- 工事内容の変更又は工事を中止する場合は、別に手続きが必要となりますので、変更箇所等の工事前に必ず一度ご連絡ください。（工事前後の写真が必須です。）

※変更手続きのない増加分の経費は対象外となります。



## 4 工事完了報告書類の提出（業者代行可） 工事完了から1カ月以内にご提出ください

- 工事終了後、工事完了報告書類を産業振興課に提出する。（業者代行可）



### 【工事完了報告書類】

- \* 指定の報告書（第4号様式）
- \* 添付書類
  - ・工事の領収書（写）
  - ・工事完了後の写真
  - ・その他の必要書類

## 5 商品券の交付

- 関係書類等の審査後、助成額を決定し、申請者に通知します。
- 産業振興課で、助成額相当の「寒川町共通商品券」を申請者に交付します。
  - ※商品券を受領する際は、来庁する方の本人確認書類と交付決定通知書を持参のうえ、産業振興課の窓口にお越しください。（申請者本人または同居の方が受領）

# 【見本】

役場（産業振興課）窓口への  
提出時に記入ください。

第1号様式(第6条関係)

令和●年●月●日

(あて先)寒川町長

(申請者)住所 寒川町宮山165番地

氏名 寒川 工事

連絡先 74-1111

## 住宅リフォーム等建築工事推進助成事業交付申請書

住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、助成の交付は寒川町共通商品券で受けることを承諾します。

助成申請額	金	円	※申請時に確認するため記入しない
住宅の所在地	寒川町宮山165番地		
住宅の所有者	寒川 工事		
施工業者	名称	住宅リフォーム(株)寒川支店	
	所在地	寒川町倉見●●番地	電話番号 75-●●●●
	個人事業	氏名	岡田太郎
	主の場合	住所	寒川町田端●●番地 電話番号 74-●●●●
工事内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 補修・改善 <input type="checkbox"/> 設備補修・改善		
	具体的内容:	住宅の1階部分に子ども部屋を増築する。外壁	
工事期間	令和●●年 4月20日(予定) ~ 令和●●年 5月20日(予定)		
対象工事費	金	円	※税抜き金額(申請時に確認するため記入しない)

法人の方はこちらに記入してください。

個人事業主の方はこちらに記入してください。

- 添付書類 (1)建築工事にかかる見積書の写し (2)建築工事請負契約書の写し  
(3)建築工事図面 (4)建築工事着工前写真  
(5)その他町長が必要と認める書類( )

# 住宅リフォームは町内業者で！！

## 助成対象住宅リフォーム工事等参考例

(居住部分のみ対象となりますのでご注意ください。)

No.	工事内容	可否	特記事項
1	住宅の増築、改築、減築工事	○	
2	屋根の葺き替え、塗装、外壁工事	○	
3	内装工事（壁紙張り替え等）	○	
4	床暖房・フローリングの工事	○	
5	畳の入れ替え、表替え	○	
6	サッシ、雨戸等の取り替え工事	○	
7	部屋の間仕切り工事	○	
8	給排水衛生設備工事	△	単に設備（備品）の購入や交換、修繕は×
9	電気設備工事	△	大規模な配管、配線工事を伴うものや内装・外装
10	ガス設備工事	△	工事に伴うものは○
11	カーテン等の取り付け工事	△	単独取付は× 内装工事に伴うものは○
12	手すりの取り付け工事	△	単独取付や他の助成制度等を利用した部分は× 内装工事に伴うものは○
13	バリアフリー改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
14	耐震改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
15	車庫	△	居住部分に付属していないものは×
16	ハウスクリーニング等	×	
17	インターネット、テレビ等配線工事	×	
18	外構工事及び別棟の倉庫	×	
19	店舗併用住宅の店舗部分	×	
20	シロアリ駆除等の薬剤散布・塗布	×	

※詳細につきましては、お問い合わせください。

### ■注意事項等

\*過去に助成を受けた方でも前回から **10年度を経過**している場合につきましては再度助成を受けることができます。

\*令和4年度事業では平成24年度以前に交付を受けた方も再度の申請が可能です。

\*虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定は取り消されます。